

和歌山県危機事象業務継続計画（BCP）の概要

目的

- 危機事象に対応するための全庁体制の速やかな構築
- 危機事象発生時においても県民の生命・身体・財産を保護するための必要最低限な行政サービスの継続実施

対象となる危機事象

県民生活に影響を及ぼし、県庁の業務継続に著しく影響を及ぼすあらゆる危機事象
※事象例～ 大規模災害、深刻な感染症等

対象とする期間

危機事象が発生してから、県が通常の業務体制に戻るまでの概ね3ヶ月を想定

内容

- ① 危機事象発生時における各所属の業務を「優先業務」「縮小業務※」「中止・中断業務」に予め整理する
- ② 限られた人的・物的資源で行政サービスを提供する体制の確保
- ③ 職員の意識向上及び点検

効果

- ◆ 県として提供する業務を必要最低限に絞ることで、危機事象への対応が充実する（各所属からの災対本部人員の確保）
- ◆ 限られた資源（人的・物的）でも必要最低限の行政サービスを提供できる

〔※実際に運用する際は優先度をつけ、危機事象の規模等により業務量等を増減して柔軟に対応する〕